

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年7月16日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

（令和8年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
浅海 忠	浅海ただし後援会	令和8年4月30日
荒木 洋美	荒木洋美後援会	令和8年4月30日
大久保 進	大久保進後援会	令和8年4月30日
栗原 信司	くりばら信司後援会	令和8年5月13日
斉藤 広子	さいとう広子後援会	令和8年4月24日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
加来 武宜	かくさん会	令和8年5月15日